◇**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第六八号）（金融庁）

1　銀行等保有株式取得機構による会員からの買取りの対象の拡大

㈠　会員の保有する証券投資信託の受益権の買取り

(1)　銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、会員の保有する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する証券投資信託の受益権の買取りを、平成二四年三月三一日までに限り行うことができることとした。（第三四条第一項第四号及び第三八条の五関係）

(2)　証券投資信託の受益権の買取りについて、買取り前の届出、買取りの申込みに係る要件及び買取り後の報告に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第三八条の五関係）

㈡　会員の保有する投資口の買取り

(1)　機構は、会員の保有する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口の買取りを、平成二四年三月三一日までに限り行うことができることとした。（第三四条第一項第五号及び第三八条の六関係）

(2)　投資口の買取りについて、買取り前の届出、買取りの申込みに係る要件及び買取り後の報告に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第三八条の六関係）

2　機構による会員及び発行会社からの買取りの対象となる株式の種類の拡大

㈠　会員及び発行会社からの買取りの対象となる株式の種類として、次に掲げる優先株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。）を追加することとした。（第三八条第三項及び第三八条の二第三項関係）

(1)　当該優先株式を発行した会社に対し、平成三四年三月三一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する上場株式の交付を請求することができるもの

(2)　当該優先株式を発行した上場会社が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三四年三月三一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの（当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限る。）

㈡　会員及び発行会社からの買取りの対象となる株式の種類として、優先株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式を追加することとした。（第三八条第三項及び第三八条の二第三項関係）

3　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律**（法律第六九号）（国土交通省）

一　港則法の一部改正関係

1　港長は、自然的条件等を勘案して、船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、船舶の危険を防止するため必要なときは、当該船舶に対し、航路外で待機すべき旨を指示することができることとした。（第一四条の二関係）

2　一定のトン数又は長さ以上の船舶は、一定の水路を航行しようとするときは、港長に、船舶の名称等を通報するとともに、当該水路に接続する海上交通安全法の航路を航行しようとする船舶が、同法の規定による通報と併せて、停泊し、又は停泊しようとするけい留施設を通報したときは、当該水路に係る通報をすることを要しないこととした。（第三六条の三関係）

3　港長は、異常な気象等による危険を防止する等のため、特定港内等にある船舶に対し、停泊する場所等を指定し、移動を制限し、又は特定港内等からの退去を命ずることができることとするとともに、危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第三七条関係）

4　船舶の安全な航行を援助するための措置の実施

㈠　港長は、船舶交通が著しく混雑する特定港内の一定の航路及びその周辺の一定の区域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するために必要な情報を提供するとともに、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないこととした。（第三七条の三関係）

㈡　港長は、㈠の船舶が交通方法に従わないで航行するおそれがある場合又は当該船舶の航行に危険が生ずるおそれがある場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため、当該船舶に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとするとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとした。（第三七条の四関係）

二　海上交通安全法の一部改正関係

1　航路における一般的な航法の設定

㈠　一定の航路の区間を航行している船舶は、他の船舶を追い越してはならないこととした。（第六条の二関係）

㈡　海上保安庁長官は、自然的条件等を勘案して、船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、危険を防止するため必要なときは、当該船舶に対し、航路外で待機すべき旨を指示することができることとした。（第一〇条の二関係）

2　特定の海域における航法の設定

㈠　来島海峡航路における航法（第二〇条関係）

(1)　逆潮の場合は、一定以上の速力で航行することとした。

(2)　海上保安庁長官は、転流が予想される場合等において、船舶交通の危険を生ずるおそれがあるときは、特別な航法を指示することができることとした。

(3)　航路を航行しようとする船舶の船長は、その名称等を海上保安庁長官に通報しなければならないこととした。

㈡　海上保安庁長官は、自然的条件等により、船舶交通の整理を行う必要がある航路以外の海域について、航行に適する経路を指定することができることとし、船舶は、できる限り、当該経路によって航行しなければならないこととした。（第二五条関係）

3　船舶の安全な航行を援助するための措置の実施

㈠　海上保安庁長官は、航路及びその周辺の一定の海域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するために必要な情報を提供するとともに、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないこととした。（第二九条の二関係）

㈡　海上保安庁長官は、㈠の船舶が交通方法に従わないで航行するおそれがある場合又は当該船舶に危険が生ずるおそれがある場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとするとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとした。（第二九条の三関係）

4　その他

㈠　船舶が航路外から航路に入ろうとするとき等は、進路を他の船舶に知らせるため、信号による表示に加え一定の措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）

㈡　航路を航行しようとするときにあらかじめ船舶の名称等を通報しなければならない船舶として、航路ごとに定める一定の長さ以上の船舶等を追加することとした。（第二二条関係）

㈢　海上保安庁長官は、船舶交通の障害の発生等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、緊急の必要がある場合には、告示以外の適当な方法により、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができることとした。（第二六条関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。